

○ 共立蒲原総合病院組合職員の懲戒の手續及び効果に関する規則

〔昭和47年3月1日〕
規則第1号

改正 平成25年2月26日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、共立蒲原総合病院組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和36年条例第19号）第5条の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(減給の算定)

第2条 減給の期間は、月を単位として表示し、その効力の発生の日の直後の給料の支給日から当該減給の月数に応じ、それぞれの給料の支給日ごとに減給の割合による額を給料から減ずるものとする。

(停職期間の算定)

第3条 停職の期間は、日又は月を単位として暦日により計算し、その期間中に勤務を要しない日を算入するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月26日規則第5号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。